

麗和サッカークラブ 会則

- 1 名 称 本会は、麗和サッカークラブと称する。
- 2 目 的 本会は、サッカーを通じて、県立浦和高等学校サッカー部の発展と会員相互の親睦をはかることを目的とする。
- 3 会 員 県立浦和中学校及び県立浦和高等学校卒業者で、サッカー部出身者をもって会員とする。
- 4 役 員 会長(1名)、副会長(若干名)、幹事長(1名)、特別幹事(若干名)
幹事(1名)、監事(2名)とする。
(附則)役員は総会で選任する。任期は3年とし、再任は妨げない。
- 5 幹 事 20名以内とする。
(附則)幹事は総会の承認を得て会長が任命する。任期は3年とし、再任は妨げない。
- 6 事務局 本会は、事務局を県立浦和高等学校に置く。
- 7 事 業 (1)毎年総会を行う。
(2)目的達成に必要な事業を行う。
- 8 会 費 会員は年会費を納入する。但し、70歳以上の会員はその限りでない。
- 9 会計報告 年1回の会計監査を報告する。
- 10 会則の改廃 本会則は、総会の同意を得なければ改廃する事が出来ない。
本会則は平成22年6月6日より施行する。

麗和サッカークラブ 会則運営基準

- 1 会 員 (1)会員 サッカー部出身者とする。
但し、中途入会者サッカー部在籍者に限り、役員会で承認し総会に報告する。
(2)特別会員 県立浦和高校サッカー部、現・旧顧問教諭とする。
(3)中途会員 中途入会は県立浦和高等学校サッカー部在籍経験者で、役員会で承認し、総会に報告する。
- 2 役 員 (1)会長 会長は本クラブを代表し、総会の決定に従い、会務を執行する。
(2)副会長 副会長は会長を補佐し、会務を執行する。
(3)幹事長 幹事会を招集し、総会の決定に従い本クラブの事業の執行に当たる。
(4)特別幹事 会長・副会長・幹事経験者またはこれに準ずる会員から会長が委嘱し、必要に応じて会の運営を助言する。
(5)会計幹事 予算案の作成、および予算の適正な執行にあたり、決算報告をする。
(6)監事 会計の状況を監査し、報告する。
役員会の会務執行状況を監査する。
(附則) 役員に欠員が生じた場合は、速やかに補充し、総会の承認を得る。
- 3 幹 事 (1)幹事会を設け、事業の計画推進にあたる。
(2)原則として5学年に1名を基準とする。
- 4 会 議 (1)総会 ①会長が招集し、会員で構成する。
②審議事項 役員を選任、事業計画・予算、事業報告・決算、会則変更、その他重要事項の決定
③開催 通常総会…会計年度終了後開催
臨時総会…必要に応じて開催
(2)役員会 会長が招集し、本クラブの事業計画等の立案・執行にあたる。
(3)幹事会 ①幹事長が招集する。
②役員または会員は、必要に応じて出席し意見を述べ、提案することができる。
③幹事会に専門部会を置くことができる。
(4)決定 各会議の審議事項は、出席者過半数の同意をもって決定する。
- 5 会 費 (1)金額 5,000円(年会費) 但し、大学生またはそれに準ずる会員は2,000円。
(2)納入方法 原則として、送付される「郵便振替用紙」によって送金する。
- 6 会 計 (1)会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
(2)収入金は、会費、寄付金、その他収入に経理する。
- 7 会則運営基準の改廃 本基準の改廃は幹事会で審議し、総会で承認する。
本会則運営基準は 平成22年6月6日より施行する。